

大雪による被災農林漁業者への支援対策について

平成 30 年 3 月 16 日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

今年度の大雪は、北陸を中心に 56 豪雪以来 37 年ぶりの積雪となり、想定を越える大雪が数日間継続したため、農業用ハウスなどに大きな被害が発生している。

このため、被災された農林漁業者の不安に応え、一日も早く経営再開ができるように、以下の対策を講ずる。

1 災害復旧事業等の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、及び森林関係等の農林漁業関係の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

2 共済金等の早期支払

農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。

3 災害関連資金の措置

被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援。

また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

4 農業用ハウス等の導入の支援

(1) 経営体育成支援事業（優先採択）を活用し、被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウスの導入や露地栽培への転換に伴う農地の改良等に要する経費を助成。（被災した施設の撤去を併せて行う場合は、当該撤去も含む。）

(2) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入等に要する経費を助成。

(3) 農業用ハウス用資材などの円滑な供給が行われるように、農業資材メーカー等に逐次情報提供。

なお、(1) 及び (2) の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

5 経営再開、経営継続に向けた支援

- (1) 被災に伴い必要となる追加的な種子・種苗確保、被災した地域への種苗の融通のための輸送、追加的な防除・施肥等に要する経費を助成。
- (2) 被害果樹の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。
- (3) 簡易畜舎等の整備、畜舎等の簡易な修理、被災家畜に係る家畜導入等の支援及び牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除等を実施。

6 新規就農者の経営継続に向けた支援

被災した新規就農者の経営継続を支援するため、農業次世代人材投資事業（経営開始型）について、資金の早期交付（4月頃）を実施。

また、新規就農者向けの無利子資金（青年等就農資金）について円滑な融通や償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請済み。

7 鳥獣被害防止施設の復旧等の支援

被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

8 林野関係被害に対する支援

被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援。

9 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

10 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

以上のほか、近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業共済、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

※ 4（1）、4（2）、5（1）については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

農業用ハウスの導入等における留意事項

1 事前着工等について

農業用ハウスの導入等については、それぞれの農林漁業者ごとに、次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

2 保険加入について

農業用ハウス等の導入の支援は、再建後の施設について、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証の加入等がなされることが要件となります。

<関係事業>

- 経営体育成支援事業
- 産地活性化総合対策事業

大雪による被災農林漁業者への 支援対策について

参考資料

平成30年3月16日

災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

1. 趣 旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、大雪等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

大雪等により被災した農地・農業用施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。（過去5カ年の実績をみると、農地約95%、農業用施設約98%に嵩上げ）

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

<背景/課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1) 対象となる施設の所有者
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2) 対象となる施設
農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設
ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2 / 10	
激甚災害	告示地域*	13万円以上	4 / 10	9 / 10
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

- (4) 補助対象額
被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。
ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

補助率：9 / 10、5 / 10、4 / 10、3 / 10、2 / 10
事業実施主体：農業協同組合、地方公共団体等

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2142）]

災害関連緊急治山事業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1か所の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあつては、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
- ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。

など。

3 事業主体

都道府県

4 補助率

2 / 3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-3501-4756）]

治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県
(市町村)

3 補助率

2 / 3
(6.5 / 10)

4 採択限度額

1か所の工事の費用が120万円以上のもの
(1か所の工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

- ① 事業主体、補助率等の裸書きは負担法、() 書は暫定法に基づくもの。
- ② 補助率については、激甚災による嵩上げ措置あり。

[お問い合わせ先：林野庁治山課(03-3501-4756)]

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

2 採択基準

1箇所工事の費用が40万円以上のもの

3 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

4 補助率

(1) 基本補助率

① 奥地幹線林道(幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上)

6.5 / 10

② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)

5.0 / 10

(2) 高率補助

① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

③ 激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率(過去5ヶ年の実績)

①②適用の場合 概ね8割

①②+③適用の場合 概ね9割

高率補助率(H24~H28の平均)

地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)

[お問い合わせ先: 林野庁整備課 (03-6744-2304)]

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

(3) 借入金利：0.20% (平成30年2月20日現在)

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- 最寄りの信用農協連合会 など

林業施設整備等利子助成事業（継続）

【471,392千円】

対策のポイント

林業の成長産業化を実現するため、林業者等の設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築を促進します。

<背景>

戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化を実現するためには、森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通構造の改革を通じて木材の安定供給体制の構築を図ることが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,365万 m^3 （平成26年度）→4,000万 m^3 （平成37年度）)

<内容>

林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、日本政策金融公庫資金等（森林取得資金、農林漁業施設資金）や民間金融機関の資金（相続等による事業用資産分散防止のための資金）の借入れについて、**最大2%の利子助成**を講じることにより、金利負担の軽減を図ります。

【融資枠80億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成28年度～平成30年度

【お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3502-8037）】

漁業経営基盤強化金融支援事業

1 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（対象者） 認定漁業者

（融資枠） 71億円

（助成内容）

ア 対象資金 公庫資金 : 漁業経営改善支援資金
漁業近代化資金 : 1～5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

公庫資金 : 漁船関係資金 4億5千万円
長期運転資金、漁具、施設 5千万円
漁業近代化資金 : 1号資金 2億円
2～5号資金 4千万円

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2億円超過）、その他資金 : 5年
漁船関係資金（2億円以下）（※） : 10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が15%以上）が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

2 平成29年から30年冬期の大雪により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（対象者） 自然災害等の影響を受けた漁業者

（融資枠） 50億円

（助成内容）

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限（災害関連資金の場合）

公庫資金 : 運転資金 1千万円
その他資金 5千万円
漁業近代化資金 : 1～4号資金 5千万円
5号資金 1千万円

ウ 利子助成期間 5年

3 平成29年度予算額（前年度予算額）
127,269千円（80,375千円）

【お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03-6744-2347）】

4 (1) 経営体育成支援事業 (平成29年度の大雪被害対策)

対策のポイント

被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウス等の再建・修繕等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成29年11月から30年3月までの間における大雪により、地域の担い手の農業用ハウス等に大きな被害が生じています。
- ・地域農業の発展を図っていくためには、被災した地域の担い手の速やかな営農再開と経営の発展を支援していくことが重要です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

融資主体補助型

平成29年11月から30年3月までの間における大雪により被災した地域の担い手(※1)が融資を受け、農業用ハウス等を再建・修繕等(※2)する際、優先採択を行い、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証(経営体の信用保証)を支援します。

(※1)「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等

(※2) 露地栽培への転換に必要な農地の改良等も支援の対象。また、被災した施設の再建等と併せて行う施設の撤去も支援の対象。

〔 補助率：融資残額(事業費の3/10以内等)
事業実施主体：市町村 〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

産地活性化総合対策事業 (平成29年度大雪対応産地緊急支援事業)

対策のポイント

平成29年度の大雪の影響により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入や、追加的な種子・種苗の確保、被災地域への種苗の融通等を支援します。

<背景／課題>

- ・今年度の大雪は、福井市で56豪雪以来37年ぶりの積雪となり、また、北海道日高地方を始め、東北地方や北陸地方を中心に、観測史上最大となる積雪が観測されました。これらの地域では、想定を越える大雪が数日間継続したため、農業用ハウスなどに甚大な被害が発生しています。
- ・このため、被災された農林漁業者の不安に応え、一日も早く経営再開ができるように、以下の対策を講じます。

政策目標

- 平成29年度の大雪により被害を受けた産地における速やかな営農再開の実現

<主な内容>

被災地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

1. 農業用ハウス等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、農業用ハウスの設置に必要な生産資材の共同購入や、農業機械等のリース導入等に要する経費を支援します。

2. 営農再開に向けた支援

被災した共済対象外作物の次期作に必要な種子・種苗等の生産資材の共同購入に要する経費、被災地域への種苗の融通に要する輸送費、被災により必要となる被災ほ場の追加防除・施肥等の栽培環境整備に必要な掛かり増し経費等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
〔事業実施主体：市町村、農業者団体等〕

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）]

果樹産地再生支援対策

【(29年度) 5, 660百万円の内数】

【(30年度) 5, 560百万円の内数】

対策のポイント

果樹産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

<背景／課題>

永年性作物である果樹については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援しているところです。今般、平成29年11月から平成30年3月までの数度にわたる大雪により、倒木や枝折れ等の被害が発生していることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

被災した果樹産地の速やかな再生

<主な内容>

果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木や枝折れ等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3502-5957）]

被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

今年度の大雪により被災された酪農・畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 酪農

- (1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を実施します。

【酪農経営支援総合対策事業】

- <具体的な補助対象>
- ・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
 - ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・乳用牛の預託への支援：補助率1/2以内
 - ・家畜導入の支援：補助率1/2以内(上限：妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)
 - ・乳房炎の治療・予防等の取組への支援：補助率1/2以内

2 肉用牛

- (1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業】

- <具体的な補助対象>
- ・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
 - ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・繁殖雌牛等の預託への支援：補助率1/2以内
 - ・家畜導入の支援：補助率1/2以内(妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)

- (2) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者積立金の納付免除等の特例措置を実施します。

① 生産者積立金の納付免除

- ・平成30年3月に納付する生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の3/4)を交付します。

② 県を越えて移動した肥育牛を交付対象に追加

- ・平成30年3月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
- ・また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。

- ③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加
- ・ 平成30年3月末日までに満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

3 養豚

- (1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、家畜導入等への支援を実施します。
【養豚経営安定対策補完事業】

<具体的な補助対象> ・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
 ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 ・家畜導入の支援：補助率1/2以内(上限：繁殖用雌豚40千円/頭)

- (2) 肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【養豚経営安定対策事業(豚マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付免除の特例措置を実施します。

- ・ 平成29年度第4四半期(平成30年1～3月)分の生産者負担金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の1/2)を交付します。

4 その他

- (1) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通 【畜産特別支援資金融通事業】

被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日(5月及び11月の末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

- (2) 酪農・畜産農家に対する飼料代金の支払猶予(2/8通知済み)

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった酪農・畜産農家に対し、飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています。

【お問い合わせ先】

1 (1)	生産局 畜産振興課	家畜改良推進班	(03-6744-2587)
	牛乳乳製品課	生乳班	(03-3502-5988)
2 (1)	畜産振興課	技術第1班	(03-6744-2587)
(2)	畜産企画課	経営安定班	(03-3502-0874)
3 (1)	畜産振興課	中小家畜振興推進班	(03-3591-3656)
(2)	畜産企画課	経営支援班	(03-3502-0874)
4 (1)	畜産企画課	金融税制班	(03-3501-1083)
(2)	飼料課	需給対策第1班	(03-3591-6745)

青年等就農資金

【青年等就農資金利子補給金	146（179）百万円】
【青年等就農資金円滑化業務出資金	100（100）百万円】

対策のポイント

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

経営基盤が脆弱な認定新規就農者にとっては、営農に必要な機械・施設の整備等のための資金の確保が課題となっており、支援する必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

制度の概要

- (1) 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等[※]であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人
 ※農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く
- (2) 資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- (3) 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)
- (4) 貸付利率：無利子
- (5) 償還期限：12年以内（据置期間5年以内）
- (6) 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- (7) 貸付主体：(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)
※農協等民間金融機関による転貸も可能
- (8) 融資枠：105(105)億円(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2(2)億円)

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469）]

鳥獣被害防止総合対策交付金

対策のポイント

平成29年度の大雪の影響により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備による営農活動等の再開に向けた取組を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

平成29年度の大雪の影響で鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

森林整備事業（公共）

対策のポイント

大雪により被災した森林における被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援します。

1. 事業内容

大雪により被災した森林において、被害木等の伐採・搬出、森林作業道の整備、被害地への植栽等を支援します。

【作業種】

人工造林、除伐、間伐、森林作業道整備等

2. 事業主体

都道府県、市町村、森林所有者等

3. 補助率

3 / 10 等

4. お問い合わせ先

林野庁整備課（03-3502-8065）

治山事業（公共）

対策のポイント

大雪により被災した山地の復旧整備を支援します。

1. 事業内容

大雪により被災した山地における、治山対策を支援します。

2. 事業主体

都道府県

3. 補助率

1 / 2 等

4. お問い合わせ先

林野庁治山課（03-6744-2308）